

## 植物防疫法施行規則の一部改正案及びコロンビアから発送されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準案の概要

### 1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)第7条第1項は、何人も、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第1号において、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を經由した植物で、農林水産省令で定めるものと規定している。
- (2) 当該規定を受け、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第9条第1項第1号においては、輸入を禁止する地域及び植物を規則別表2に定める旨を規定している。

現在、コロンビアから発送され、又は当該地域を經由したアボカドの生果実については、コロンビアにおいて検疫有害動植物であるチチュウカイミバエの発生が確認されていることから、規則別表2の1の項において、輸入禁止品として位置付けられている。

### 2. 改正の趣旨

- (1) 平成20年、コロンビアは我が国に対し、コロンビア産ハス種のアボカドの生果実の輸入解禁を要請するとともに、平成24年、チチュウカイミバエはハス種のアボカドの生果実(成熟したアボカドの生果実を除く。)には寄生しない旨の科学的根拠(文献及び試験データ)を提出した。
- (2) これを受け、我が国において、これらの文献及び試験データの内容を検討したところ、コロンビアの植物防疫機関が指定する指定生産地で生産され、当該機関が指定する指定こん包施設でこん包されたハス種のアボカドの生果実(成熟したアボカドの生果実を除く。)であること等を条件に当該生果実の輸入を解禁しても、我が国にチチュウカイミバエが侵入する可能性は無視できるほど低いとの結論に至った。
- (3) このため、コロンビア産ハス種のアボカドの生果実の輸入が可能となるよう、規則の改正等を行うもの。

### 3. 改正案等の主な内容

#### (1) 規則の一部改正

規則別表2に定める輸入禁止品から一定の基準に適合するコロンビア産ハス種のアボカドの生果実を除くため、規則別表2に付表第70として「コロンビアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」を追加する等の所要の改正を行う。

#### (2) 告示の制定

(1)の改正に伴い、規則別表2に掲げる輸入禁止品から除くコロンビア産ハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を新たに制定する。

(その主な内容は以下に掲げるとおり。)

コロンビアの植物防疫機関が指定した生産園地(指定生産園地)において生産され、及びこん包施設(指定こん包施設)においてこん包されたハス種のアボカドの生果実(成熟したアボカドの生果実を除く。)であること。

コロンビアの植物防疫機関が発行した植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ 指定生産園地で生産され、指定こん包施設でこん包されたものであること。

各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

### 4. 施行期日 公布の日